

令和8年4月24日

報道各社 様

連絡先
伊達市
産業部農政課
担当：安田 宏司
電話 024-573-5635

事案名	新規就農者支援事業（農業後継者就農支援）補助金の支給誤りについて
発生日時	令和8年4月20日（月） 15時00分頃
発生場所	伊達市役所内（産業部農政課）
担当部署（連絡先）	産業部農政課農業担い手係 024-573-5635
事案の内容	<p>新規就農者支援事業（農業後継者就農支援）補助金における配偶者加算金について、誤って交付していたことが判明した。</p> <p>配偶者加算金の額は月額1万円となっているが、配偶者が認定農業者である等の要件を満たしている場合、さらに1万円が加算され月額2万円となる。</p> <p>令和7年度に引き続き、当補助金の令和8年度分申請があった際、改めて配偶者の認定農業者要件を確認したところ、要件を満たしていないことが判明した。</p> <p>本来、月額1万円であるべきところを誤って2万円を交付していた。</p> <p>・対象者1名 誤交付額90,000円（令和7年7月～令和8年3月分）</p>
初動対応	対象者に対して、経過説明を行うとともに謝罪し、誤交付額の返還についてお願いした。
今後の対応	<p>対象者に対して、速やかに返還の手続きを行う。</p> <p>また、過去に補助金の交付を行った農業者について、同様の誤りがないか確認する。</p> <p>今後は、複数の職員によるチェック体制を強化し、聞き取りによるチェックシートのほか、確認書類の提出を求め再発防止に努める。</p>